○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県伊達郡桑折町大字南半田字藤倉五五の一、五五の四二から五五の四四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県福島市土湯温泉町字松倉一の九から一の一一まで（以上三筆国有林）、一の一から一の八まで、字白水桁一の二、一の四、一の五、在庭坂字仲ノ沢八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松倉一の九から一の一一まで（以上三筆国有林）、一の一から一の八まで、字白水桁一の二、一の四、一の五

2　その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県伊達市月舘町月舘字杢籠木山一、霊山町大石字高松一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県伊達郡桑折町大字南半田字黒山一一の一、一一の四から一一の一二まで、一一の一六、一一の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県養父市大屋町大杉字奥山二〇〇・二一五・二二二・二二八・二四三・二四六・二四八・二五一・二五三・二五八・二六六・二八三・二九一の一・二九三・二九六・二九七（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、一九〇から一九二まで、一九三の二、一九四から一九六まで、一九七の一、一九八の一、一九九の一、二〇一、二〇二、二〇四、二〇五の二、二〇六の一、二〇七の一、二一一、二一二、二一七の一、二一八、二二四、二二六の一、二二六の二、二三〇、二三二、二三三、二三五から二三七まで、二四四、二四九、二五〇、二五二、二五五から二五七まで、二六二、二六五、二七三、二七七、二八〇の二から二八〇の四まで、二八一、二八五、二九〇、三〇一の一、三〇二の一、三〇三の一、三〇六の一、三〇七の一、三〇八の一、三〇九から三一二まで、三一六、三一七の一から三一七の三まで、三一八、三二九、字岡谷三三二の一から三三二の三まで・三三五の三から三三五の五まで・三三七の一・三三七の四・三四〇・三五七の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、三二二の二、三二三、三二六の二、三二六の三、三二八の一、三二八の二、三二九、三三〇の一から三三〇の三まで、三三一の一から三三一の三まで、三四三、三四四、三四六の一、三四八、三五一、三五三、三五五、三五六、三五八、三五九の一、三六〇から三六二まで、三六五、字片尾三七三・三七九・三九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三七〇、三八〇、三八三、三八四の一、三八四の三、三九三、三九五の一、三九五の三、三宅字ケンサコ一八一の三（次の図に示す部分に限る。）、一八二、尾崎字上山五三の九、関宮字大鍋二一一の四、出合字鹿倉一八の二、朝来市生野町円山字石谷四〇から四五まで、四二の一、四四の一から四四の三まで、四四の五、字シモガ谷五八の二、五九、岩津字堤一七一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百九十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月二日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
15352	ボルボ　CBA－CB6324AW	ボルボ・カー・ジャパン株式会社	東京都港区芝公園三丁目6番3号
16431	ボルボ　CBA－BB4204TW	〃	〃